

## 1. 専用利用料金 ※消費税込み

## 1) 施設利用料金

利 用 区 分			利用時間	利用料金	
専 用 利 用	メインプール (50m)	一般	入場料を徴収する場合(全面)	1時間	162,000円
		高等学校 生徒以下		81,000円	
		一般	入場料を徴収しない場合(全面)	1時間	16,200円
		高等学校 生徒以下		8,100円	
	サブプール (25m)	一般	入場料を徴収する場合(全面)	1時間	135,000円
		高等学校 生徒以下		67,500円	
		一般	入場料を徴収しない場合(全面)	1時間	13,500円
		高等学校 生徒以下		6,750円	
	飛び込みプール	一般	入場料を徴収する場合(全面)	1時間	81,000円
		高等学校 生徒以下		40,500円	
		一般	入場料を徴収しない場合(全面)	1時間	8,100円
		高等学校 生徒以下		4,050円	
スタジオ	一般	平日	1時間	2,160円	
		土曜・日曜・祝日		3,240円	
スイムミル	中学生以上または400m以上の泳力保有者	1時間	4,320円		
		延長料金 (1時間毎)	3,240円		
コース貸し	メインプール	2コース	1時間	3,240円	
	サブプール			2,700円	
練習	飛び込みプール	10人まで1人につき (10人を超える場合は、10人まで毎に)	1時間	110円	

2) 諸室利用料金

諸室名	利用時間	利用料金
大会総務室	2時間	2,160円
審判委員室	2時間	2,160円
第1記録室	2時間	1,080円
第2記録室	2時間	1,080円
第1報道室	2時間	1,080円
第2報道室	2時間	1,080円
第1役員控室	2時間	1,080円
第2役員控室	2時間	1,080円

3) 備品等利用料金

設備	利用時間	利用料金
大型映像装置 ※1 (映像表示、スコア表示)	2時間	17,280円
大型映像装置 (スコア表示のみ)	2時間	5,400円
電光表示装置 (簡易移動式)	2時間	1,620円
放送設備 ※2	2時間	2,160円
展示台	1 m <sup>2</sup> /日	2,160円
看板・横断幕	1 m <sup>2</sup> /日	3,240円
プールフローア	1台/1時間	540円
観客席清掃費 ※3		別途
ごみ搬出費 ※3		別途
駐車場誘導員 ※3		別途

※1 専門技術者による準備・操作説明費を含みます。

※2 専門スタッフによる操作費は除きます。

※3 外部専門業者に有料で依頼していただきます。

## 2. 専用利用の申し込み及び利用方法

### 1) 受付

- ・下記のいずれかの方法でお申し込みください。
  - ・申請書等送付先（郵送、FAX または E メール）
    - 郵送先 : 〒431-0201 浜松市西区篠原町 23982 番地の 1
    - F A X : 053-489-5473
    - E-mail : p-hamamatsushi@central.co.jp
- 直接持参される方は営業日の午前 10 時から午後 6 時までです。

### 2) 団体登録

- ・専用利用を希望する方は、団体登録が必要となります。
- ・登録方法は、「団体登録申請書」に必要事項を記入し、郵送もしくは直接総合受付にご持参ください。
- ・登録後、当施設から「団体登録通知」をお送りします。

### 3) 団体登録基準

団体登録の申請に際しては、次の基準の全てを満たし、かつ、遵守できる団体であることを条件とします。

- ・利用目的が水泳関係の練習（泳力や技術向上等）を目的とした 10 人程度の団体であること。
- ・ただし、小学校・中学校・高等学校・大学の部活動等教育活動の場合にあってはこの限りではない。
- ・参加者の安全管理を十分配慮した指導体制（指導者の人数確保等）が整えられている団体であること。
- ・会費等を徴収している団体については、登録を認めない場合がある。
- ・活動内容が施設運営に著しく支障を来す場合、又は、上記事項を遵守できない団体については、登録を取り消すことがある。なお、一度登録を取り消された団体の再登録は、認めない。

### 4) 利用上の留意事項

施設の利用に際しては次に掲げる事項を遵守すること。

- ・水泳場の定める利用上の注意事項に基づいて活動すること。
- ・当日の活動において日水連又は日体協公認資格（水泳関係）、あるいはそれに準ずる資格等を有する者 1 名以上の参加が必ず出来ること。なお、準ずる者とは、活動中に安全等を確保出来る技術等を有している者とする。また、小学校・中学校・高等学校の部活動は水泳顧問を資格者に読み替える。
- ・引率使用は必ず顧問が付いて指導する。急用で遅くなる場合は到着予定時刻をあらかじめ水泳場に連絡すること。連絡がない場合は入場できない。なお、連絡があった場合においても入水は不可とする。

### 5) 予約方法

#### (1) 大会等の専用利用（施設全体もしくは各プールのいずれか全面を専用利用する場合）

- ・市が認める大会等が優先されますので予めご了承ください。
- ・大会等の申し込みは、開催希望日に属する月の 1 年前の 1 日から 20 日までの間に受け付けます。（休館日は除く）
- ・申し込み方法は、「大会開催申請書」ならびに「大会詳細」に必要事項を記入し、郵送、F A X、E メール、もしくは直接総合受付にお申し込みください。

- ・希望日が重複する場合は、当施設で抽選を行い決定します。
  - ・利用団体決定後、当施設より「大会開催確認書」をお送りします。  
※大会開催確認書の郵送は、開催希望日2ヶ月前の予定です。
  - ・大会確認申請書受け取り後、速やかに施設管理者と事前打ち合わせを行ってください。
  - ・打ち合わせ終了後、当施設より「施設専用利用許可書（兼専用利用料請求書）」をお送りしますので、利用料金を大会開催の15日前までに納付してください。なお、納付した利用料金は原則として返金できません。
- (2) 一般専用利用（一部コース、スタジオ等を専用利用する場合）
- ・一般専用利用は、原則として大会専用利用がなく、実施プログラム等に支障がない場合、コースの専用利用及びスタジオ等の専用利用ができます。大会等の予約状況については、ホームページで確認いただくか当施設にお問い合わせください。
  - ・一般専用利用の申し込みは、利用希望日に属する月の2ヶ月前より先着順で受け付けます。但し、合宿での利用の場合は、利用希望日に属する月の7ヶ月前の1日から月末まで受け付けます。希望日が重複する場合は、翌月5日までに抽選にて決定いたします。その後は、先着順にて受け付けます。（休館日は除く）
  - ・申し込み方法は、「施設専用利用申請書」に必要事項を記入し、合宿の場合は、郵送、FAX、Eメール、もしくは直接総合受付にお申し込みください。尚、決定後のお申し込みについては、FAX、Eメールにて先着順にて受け付けます。合宿以外の一般専用利用の場合は、FAX、Eメールにて先着順にて受け付けます。
  - ・利用者決定後、当施設より「施設専用利用許可書（兼専用利用料請求書）」をお送りしますので、利用料金を利用日の5日前までに納付してください。なお、5日前を過ぎて取消された場合、利用料金を徴収いたします。

■各申請書等は施設備え付けもしくは、当施設のホームページから入手できます

ホームページアドレス : <http://www.hgw.co.jp/>

### 3. 大会開催時における注意事項

#### 1) 施設設備・貸出備品について

- ・開催1ヶ月前までに、利用時間・利用設備・利用備品等確認の打ち合わせを施設管理者と行ってください。
- ・貸出機器等の設置は、施設管理者の立ち会い及び指示のもと、主催者が準備、撤去を行ってください。
- ・主催者が自己の責めに帰すべき理由により施設・器具等を損傷・紛失した場合は、その損害を賠償していただきます。

#### 2) 清掃・ごみ処理について

- ・主催者の責任において、清掃・ごみ処理を行い原状回復に努めて下さい。
- ・大会終了後には主催者ととも清掃・ごみ処理の点検をし、必要に応じて清掃作業を依頼する又は施設側が清掃作業を承ります。その場合の費用（実費相当分）はご負担していただきます。

#### 3) 駐車場について

- ・主催者は、事故・トラブルの発生防止に努めてください。
- ・駐車場管理責任者を決め、大会当日の駐車場管理を行ってください。
- ・駐車場係を配置できない場合は、必ず当施設指定の警備会社等へ主催者の責任で依頼してください。
- ・施設管理者は、駐車場内での事故・トラブル等一切の責任を負いません。

#### 4) 事故防止についての主催者の責任について

- ・利用の際は、適切な責任者を配置し、事故防止等、安全管理に十分な配慮をしてください。
- ・大会開催時に使用する医薬品等は、主催者が準備してください。
- ・事前の保険加入、大会当日の医師・看護師の配置等、事故発生時に速やかに対処できるようにしてください。
- ・施設管理者は、事故発生に関する一切の責任を負いません。

#### 5) 盗難防止等について

- ・主催者は、事故や盗難防止のため必要相当数の係員を配置し、参加者や観客に適切な指導をしてください。
- ・現金や貴重品は各団体が責任を持って管理してください。
- ・主催者は、受付等に遺失物・拾得物の係員を配置してください。
- ・主催者は、大会終了時には必ず会場等の点検確認を行ってください。
- ・拾得物等は、主催者が責任を持って保管管理してください。
- ・施設管理者は、事故・盗難に関しての一切の責任を負いません。

#### 6) 防火・地震・防災について

- ・主催者は、事前に災害等対策責任者をはじめ、必要な係員を決定の上、配置してください。